

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和2年度の保険料の案内～

◆7月に保険料額を個別にお知らせします。

「保険料の計算方法」

均等割	所得割	1年間の保険料
【1人当たりの額】	+ 【本人の所得に応じた額】	= 【限度額 64万円】
52,048円	(所得 - 33万円) × 10.98%	(100円未満切り捨て)

○1年間の保険料の上限は、令和2年度は64万円です。

○年度の途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆保険料の軽減

① 均等割の軽減

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

●昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし (年金収入の場合 80万円以下)	7割	8割	7割	
33万円以下		8.5割	7.75割	7割
33万円 + 28万5千円 × (被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + 52万円 × (被保険者数) 以下	2割	2割		

※令和2年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

※令和2年度から、軽減特例の見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減、8割軽減から7割軽減に変更になりました。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(52,048円→26,024円)

※所得状況により、均等割の軽減割合が7割、または7.75割に該当することがあります。

◆保険料のお支払い方法および減免

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」か「口座振替」を選ぶことができます。

(口座振替希望の方は、本人の保険証・口座の通帳とお届け印が必要です)

●「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申請時期により異なります。

●税申請の際の「社会保険料控除」は、支払いする方に適用されます。

※年金からお支払いの場合、支払いいただく本人の社会保険控除の対象になります。

※災害・失業などにより所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合もございます。